

**出向看護師システムの完成に向けての取組
～ 第三号研修を実施しなければならない理由**



内 容

本校の医療的ケア実施体制

愛知県の特別支援学校が第三号研修をしない理由

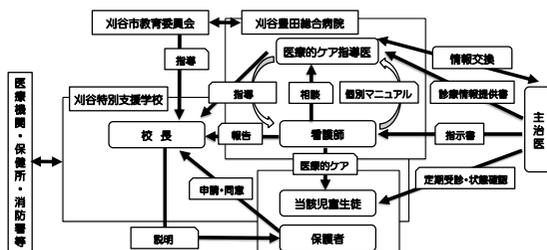
本校が第三号研修を実施しなければならない理由

本校における第三号研修の実施状況

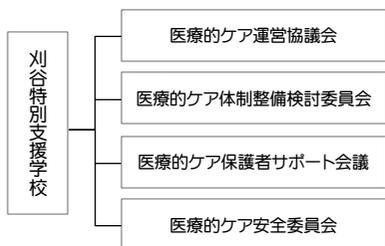
出向看護師システムとは

1. 刈谷豊田総合病院勤務の看護師が学校へ出向
 - ・ 学校内では、看護師による医療的ケアを完全実施する。
2. 医療的ケア指導医を中心とした医療的ケア体制
 - ・ 主治医からの診療情報提供書を基に、指導医と看護師で実施する。
3. 実施までの手続きの簡略化
 - ・ 医療的ケア指導医と主治医の情報交換により手続きを簡略化する。
4. 出向看護師へのバックアップ体制
 - ・ 出向看護師の研修や病院勤務看護師の学校見学などを実施する。

刈谷特別支援学校における医療的ケア実施体制図



刈谷特別支援学校における医療的ケア管理体制



病院による出向看護師バックアップ体制

病院内での看護師研修参加

感染管理の基礎、フィジカルアセスメント研修基礎、栄養科研修、病棟研修、看護倫理研修、医療安全研修、感染管理の応用、ケーススタディ研修、指導者基礎研修、参加型中堅看護師研修、看護研究基礎研修・実践研修、院内認定看護師研修、医療事故防止研修 等 62研修講座以上

8月 1ヶ月間の病院勤務

夏季休業中の8月を病院勤務とし、病院内での看護業務に専念する。

病院看護師の学校訪問研修

愛知県の特別支援学校が第三号研修をしない理由

愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会

医療的ケアについての意識調査

医療的ケア時の「見守り」について

愛知県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱

愛知県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱(抜粋)

- 愛知県教育委員会特別支援教育課
- 第1条 愛知県立特別支援学校(以下「学校」という。)において、日常的に吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為(以下「医療的ケア」という。)を必要とする幼児児童生徒の、自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ることを目的として、学校に配置される技師、主任、主査(看護師)及び愛知県立特別支援学校非常勤看護師(以下「看護師」という。)による医療的ケアを実施することを目的とする。
- 第2条 学校で実施する医療的ケアは、痰の吸引、経管栄養、導尿及び「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」で協議・承認され校長が認めた行為とする。

愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会

愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会設置要領(抜粋) 愛知県教育委員会特別支援教育課

第1 趣旨

愛知県特別支援学校において実施すべき医療的ケアの内容及び実施・連絡体制並びに緊急時の対応方法等について協議するため、「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

第2 構成

1 協議会は、次に掲げる者で構成する。なお、必要に応じて、愛知県特別支援学校の関係者等構成員以外の者の参加を求めることができる。

- (1) 医療的ケア実施校の校長

愛知県教育委員会への質問と回答(平成30年度～)

刈谷市教育委員会教育長

現在、看護師は、県立学校のみが定数配置されており、本市特別支援学校の看護師は、本市が負担して雇用している状況です。今後、県として、市立特別支援学校への看護師を配置する予定はあるか。

愛知県として、市立特別支援学校へ看護師を配置する予定はない。
(30教特第213号 平成30年6月25日)

愛知県教育委員会事務局長

愛知県教育委員会への質問と回答(平成30年度～)

○教員による医療的ケアに関して

今後は、看護師の人数確保だけでは学校運営上支障をきたすことが予想されるため、特別支援学校を登録特定行為事業者に、研修を終えた教員を認定特定行為業務従事者として、特別支援学校の教員が医療的ケアができるようにする予定はあるか。

県立特別支援学校の教員に医療的ケアを実施させることは考えていない。したがって、県立特別支援学校を登録特定行為事業者とすること及び研修を終えた教員を認定特定行為業務従事者として活用させることはない。
(30教特第213号 平成30年6月25日)

愛知県教育委員会への質問と回答(平成30年度～)

○市立特別支援学校の医療的ケアについて

教員による医療的ケアに関して、愛知県教育委員会として、市立特別支援学校の医療的ケアの充実については、どのように進めるべきであると考えているのか。

設置者である刈谷市において、医療的ケアが必要な児童生徒の実態や実情を踏まえ、必要に応じて適切に看護師配置を行う等して医療的ケアの充実に努めていきたい。
(30教特第299号平成30年8月9日)

愛知県教育委員会への質問と回答(平成30年度～)

○市立特別支援学校の事業所認定について

市立特別支援学校については、設置者判断で教員による医療的ケアを進めようとした場合、市立特別支援学校を登録特定行為事業者として認定するとともに、研修を終えた教員を認定特定行為業務従事者としてよいか。

市立特別支援学校の教員による医療的ケアの実施については、設置者である刈谷市において判断し進めていただきたい。また、事業所認定の手続き等については、愛知県健康福祉部担当課と相談し進めていただきたい。(30教特第299号平成30年8月9日)

愛知県教育委員会への質問と回答(平成30年度～)

○教員による医療的ケアを実施させない根拠

文部科学省は看護師と連携して認定された教職員等が一定の条件下で実施可能としているにも拘わらず、愛知県教育委員会として教員に医療的ケアを実施させない判断した根拠は何か。

本県では、平成28年度に実施した、愛知県の肢体不自由特別支援学校9校の教員等を対象として「医療的ケアに関する意識調査」をしたところ、看護師を中心とした医療的ケアの体制整備に努めてほしいという意見がありましたので、これまで各県立特別支援学校における医療的ケアの状況を把握して適切な看護師配置に努めてきました。(31教特第467号 令和元年12月10日)

医療的ケア時の「見守り」について

- ① 継続的な関わりの中で変化に気づく
- ② 適切な対応を判断する
- ③ 適切な対応につなぐ
- ④ 対応の結果を確認する

喀痰吸引等業務にかかわる通知について

現在、たんの吸引及び経管栄養については、当面やむを得ず必要な措置(実質的違法性阻却)として、一定の条件下、介護職員等による実施を運用により認められている。

盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて
(医政発第1020008号平成16年10月20日)

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、平成24年4月1日以降は、県の登録を受けた喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者において、県の認定を受けた認定特定行為業務従事者が県の認定の際に認められた範囲内の医療的ケアを安全体制が整っている等、一定の条件下でのみ実施することができることとなる。

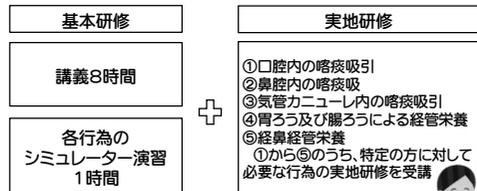
実質的違法性阻却論について

○医師法等の医療の資格に関する法律は、免許を持たない者が医行為を行うことを禁止
たんの吸引及び経管栄養は、原則として医行為

たんの吸引等の現在の取り扱いについて

○例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等(特別支援学校教員)による実施を容認<実質的違法性阻却論>

喀痰吸引等研修(第三号研修)とは



先進校への視察(順不同)

- ・北九州市立小倉総合特別支援学校 ・横浜市立中村特別支援学校
- ・熊本県立かがやきの森支援学校 ・愛媛県立しげのぶ特別支援学校
- ・三重県立特別支援学校北勢きらら学園 ・東京都立北特別支援学校
- ・北海道札幌養護学校共栄分校 ・北海道拓北養護学校
- ・京都市立北総合支援学校 ・横浜市立左近山特別支援学校
- ・大阪府立箕面支援学校 ・島根県立松江緑が丘養護学校
- ・岡山県立早島支援学校 ・福島県立郡山支援学校

一定の研修を受けた者が一定の条件の下に たんの吸引等を実施できる制度

※ 特定行為

- 口腔内の喀痰吸引 ○鼻腔内の喀痰吸引 ○気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう及び腸ろうによる経管栄養 ○経鼻経管栄養

1 登録研修機関<修了証明書の発行>

特定行為に関する研修を行う機関を都道府県知事に登録、研修を受けた者に研修証明書を交付、登録機関は基本研修(講義・演習)、実地研修を実施する。

2 認定特定行為業務従事者<認定書の申請・交付>

登録特定行為事業者において特定行為の実施が可能

3 登録特定行為事業者

特定行為の吸引等を行う者とする者は、事業所ごとに都道府県知事に登録、登録特定行為事業者は、医師・看護師等の医療関係者との連携の確保が必要

喀痰吸引等研修機関 登録申請書類

- 1 登録研修機関登録申請書
- 2 設置者に関する書類
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書
- 4 登録研修機関の登録基準要件に関する書類
- 5 カリキュラム参考様式
- 6 研修講師履歴書、講師一覧表
- 7 備品一覧表及び図書目録
- 8 基本研修実施場所(会議室等)使用承諾書
- 9 収支予算事業計画
- 10 修了者名簿保管に係るマニュアル、研修修了者管理簿
- 11 登録研修機関業務規定、実施場所(講義・演習)
- 12 令和2年度第三号研修年間計画
- 13 喀痰吸引等研修 研修内容届出書

基本研修終了後の感想

1. 看護師さんの大変さを知ることができた。
2. 看護師と教員がしっかりと連携することでお互いの仕事がスムーズになることやそのことによって生徒が今まで以上に安心して学校生活を送ることにつながると感じることができた。
3. 法律や制度は知っていなければならないと思いつつも、今まで確認できていなかったもので、この機会に学ぶことができてよかった。

基本研修終了後の感想

4. 手技についての知識を得ることができたので、医療的ケア時に、対象児童が見通しの持てるように先回りした支援を行うことに努め、今まで以上に安全・安心に配慮したい。
5. 最も感じたことは、看護師さんの手技に関する「正確さ」と「迅速さ」です。
6. 看護師さんは、医療的ケアを定められた手順を遵守し、かつ迅速に行うために、様々な工夫や努力をしてみることがわかりました。

基本研修終了後の感想

7. どこかで「医療的ケアは医療の分野であり、看護師さんに任せよう。」と考え、積極的に協力してこなかったように思っています。今回の第三号研修を経て、改めて看護師さんに感謝するとともに、教員として何ができるのかを考えていきたい。
8. 喀痰吸引や経管栄養の勉強をすることで、子どもたちがどのような状態なのか、どのような思いなのか、これまで以上に、子どもに寄り添った支援があるのではないかと考えるきっかけになりました

